

税金は納期限内に納めましょう

## 11月から12月は県下一斉の滞納整理強化月間です

納税は国民の三大義務の一つです。市税を滞納することは、納期限内に納税した市民との間に税負担の公平を欠くとともに、財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすこととなります。

### 市税の納め忘れはありませんか

法律により、税金はすべての債務（借金など）に優先すると定められています。（地方税法第14条）「住宅や車のローンがあるから」「カードローンがあるから」は、納税できない理由として認められません。市では、納付できるにも関わらず納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。

### 納税相談にお越しく下さい

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な人や、滞納税が一括で納付できない人は、そのまま放置せず、必ず収税課にご相談ください。

納税相談  
納税窓口

- ▶ 平日の午前8時30分～午後5時15分
  - ▶ 第2・第4金曜日（祝日の場合は前日、12月は第3金曜日）の午後5時15分～7時30分
  - ▶ 第4日曜日（12月は第3日曜日）の午前9時～正午
- ところ 市役所西館1階収税課

### 滞納処分の流れ

**督促状の送達** 納期限を超過し、未納な状況が続くと督促状が送られてきます。督促状送達後に一定期間を経過しても納付がない場合は、差し押さえの対象となります。

**財産調査** 金融機関、生命保険会社、勤務先、取引先などへの問い合わせ、自宅の捜索などを行います。

**財産の差し押さえ** 財産調査で判明した財産（預金、生命保険、給与、売掛金、不動産、自動車など）を差し押さえます。

**滞納市税に充当** 差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価（換金）し、滞納している市税に充当します。

※滞納処分のための調査や差し押さえ内容によっては、社会的信用の失墜並びにクレジットカードの利用制限および事業に支障などが生じることもあります。

問合せ 収税課（☎983-2629）

平成27年度

## 第2回インターネット公売

参加申込み 11月5日(木)午後1時～19日(木)午後11時

入札期間 11月27日(金)午後1時～29日(日)午後11時

下見会 11月12日(木)午前10時～午後4時（市役所本館  
玄関ホール）

### 参加方法

① Yahoo! Japan の ID を取得 Yahoo! Japan のホームページで、Yahoo! Japan の ID を登録

※市ホームページのトップページ「重要なお知らせ」から、直接アクセスできます。

② 公売参加申込み Yahoo! Japan のインターネット公売の画面で、入札する物件ごとに参加申し込み。

※申し込みが無いと入札できませんので、興味のある物件は申し込みしておくことをお勧めします。

③ 公売保証金の納付 公売物件ごとに決められている保証金を、クレジットカードで納付します。

※落札者以外の公売保証金は返還されます。

④ 入札 参加申し込みをしたものに限り、入札できます。また、終了時刻まで何度も変更できます。（不動産を除きせり売り方式）※入札参加前に直接公売物件を見ることができ下見会を開催しています。

⑤ 落札 落札者に Yahoo! Japan および市から、落札決定メールが送られます。

⑥ 代金の納付 市からの案内に従い、代金を一括納付

⑦ 公売財産（落札したもの）の引き渡し 市が代金の納付を確認後、引き渡します。

問合せ 収税課  
（☎983-2760）

今回出品の一例▶



## 11月は 児童虐待防止推進月間

平成16年度から児童虐待等に関する法律が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」とし、広報・啓発活動などを実施しています。

市でも、家族や家庭、地域など社会全体でこの問題に関心と理解が得られるよう、各方面に積極的な参加を求め、対策に取り組んでいます。

### あなたの子育てを応援しています

#### ♣お父さん、お母さんへ

子どものことや職場・家庭のトラブルからくるストレスや不安感をもととなり、子どもを必要以上にしかったり、たたいたりしてしまうことはありませんか。まずは、その心の苦しさを理解してくれる人に話をすることが大切です。あなたの子育てを応援したいという人が地域には大勢います。

#### ♣ときには子どもと離れる時間をつくろう

子どもと四六時中一緒にいるのは、大変なものです。ときには、まわりの人や一時保育などを利用して子どもを預け、リフレッシュする時間を作りましょう。

#### ♣子育て仲間をつくろう

子育ての悩みなどを共感できる人がいると心強くなります。

#### ♣地域の子育て支援センターなどを利用しよう

子育てに関する相談や、子育て支援についての情報も入手できます。

#### 地域の皆さんへ

親が子どもを怒鳴ったり、たたいたりしてしまう理由は何か、手助けを必要としている親に何かできないか考えてみましょう。もし、心配なことがあれば相談機関に連絡してください。

問合せ 子育て支援課 (☎983-2713)

### 子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく！

申請期限 12月8日(火)※郵送の場合、消印有効

対象 平成27年6月分の児童手当の受給者(特例給付を受ける人は対象外) ※対象者へ申請書を郵送済み(紛失した場合はご連絡ください)。公務員の人には、勤務先から申請書が配布されます。

支給額 対象児童1人につき3,000円

申込み 申請期限までに、直接または郵送で子育て支援課(〒411-8666北田町4-47)へ。

問合せ 子育て支援課 (☎983-2712)

## ～ひとりで抱え込まないで気軽に相談を～ 子どもを守る地域ネットワーク

・青少年相談室(生涯学習センター2階) (☎983-0887)  
▶不登校相談、教育相談

・家庭児童相談室(市役所本館2階 子育て支援課) (☎983-2713)  
▶子育て相談、虐待通告

・福祉総務課 (☎983-2610)  
▶民生・児童委員、主任児童委員

・東部児童相談所(沼津市高島本町) (☎920-2085)  
▶虐待通告、一時保護

「あなた」も「わたし」も  
ネットワークの1人

・少年サポートセンター(三島警察署内) (☎981-0110)  
▶非行相談、犯罪被害相談

・自治(町内)会  
・子ども会

もしかして…と思ったら相談してください。

子どもSOS (通話料無料)  
☎0800-200-7576

・幼稚園  
・保育園  
・学校

・近所に住む皆さん

・医療機関  
・警察

・ファミリーサポートセンター(本町タワー4階) (☎983-2835)  
▶子育て援助活動のコーディネート

・保健センター (☎973-3700)  
▶発達・発育などの健康相談、育児・離乳食などの講習会